

真室川町建築物耐震改修促進計画

真 室 川 町

平 成 2 9 年 3 月

目 次

はじめに	2
真室川町建築物耐震改修促進計画	
1 目的	3
2 計画の位置づけ	3
(1) 計画の位置づけ	3
(2) 計画期間	3
3 建築物の耐震改修及び耐震改修の実施に関する目標	3
(1) 想定される地震の規模	3
(2) 想定される被害	4
(3) 耐震化の現状等	4
(4) 耐震改修等における用途別目標の設定	7
4 建築物耐震化促進の基本的な方策	10
(1) 基本的な取組方針	10
(2) 所有者等、町、建築関係団体の役割分担の考え	10
(3) 促進を図る支援策	11
(4) 地震時の建築物の総合的な安全対策	12
(5) 要安全確認計画記載建築物（防災拠点施設）の耐震化	12
(6) 要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）の耐震化	13
5 改正法に伴うその他の促進策	13
(1) 計画の認定及び区分所有建築物の認定	13
(2) 地震に対する安全性の表示制度	13
6 その他の促進策	13
7 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等	14
(1) 地震ハザードマップの作成	14
(2) 相談体制・情報提供の充実	14
(3) 家具転倒防止策	14
(4) 自主防災組織等との連携	14
8 建築基準法、所管行政庁との連携	15
(1) 指導・助言の実施	15
9 その他関連施策の推進	15
(1) 山形県住宅・建築物地震対策推進協議会への参画	15

真室川町建築物耐震改修促進計画

平成 20 年 6 月 策定
平成 29 年 3 月 改定
真 室 川 町

はじめに

平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災は、地震により 6,400 余名の尊い犠牲者と約 24 万棟に及ぶ住宅家屋の全半壊等甚大な被害をもたらし、戦後最大の被災となった。地震による直接的な死者数は 5,502 人で、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。

さらに、平成 15 年 7 月の宮城県北部連続地震、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震等大地震、そして平成 23 年 3 月の東日本大震災においては、津波被害も加わり死者・行方不明者 2 万人以上、全壊 12 万棟以上、半壊 27 万棟以上の大災害も発生している。

山形県では、国の地震調査研究推進本部地震調査委員会により「山形盆地断層帯、庄内平野東縁断層帯等 4 断層帯の長期評価」が発表され、山形盆地断層帯においては、阪神・淡路大震災を上回るマグニチュード 7.8 クラスの大規模地震が今後 30 年以内にほぼ 0～8%の確率で発生する可能性が指摘された。県ではこの評価をはじめとする県内 4 断層帯に係る国の調査結果を踏まえ、順次、被害想定調査を実施してきている。

こうした状況の中、国は平成 25 年 11 月に耐震改修促進法を改正し、大規模な特定建築物の耐震診断の義務化と公表さらに表示制度の創設などにより、一層の耐震化を促進することとしている。

本町においても改正法を踏まえ、今後の大地震に対する備えとして、昭和 56 年以前に建築された既存住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震性向上に関する総合的な施策の基本となる「真室川町建築物耐震改修促進計画」を改正し、町民の安全・安心の確保に努めるものとする。

1 目的

「真室川町建築物耐震改修促進計画」（以下「耐震改修促進計画」という。）は、町民の人命や財産を保護するため、地震による住宅・建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、既存建築物等の耐震性向上策として、山形県等と連携し耐震診断・改修等を促進するための基本的な枠組みを定めることを目的とする。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

「耐震改修促進計画」は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）及び「山形県建築物耐震改修促進計画」に基づき、「真室川町地域防災計画」を上位計画とし、地域の実情を勘案し、住宅・建築物の耐震改修に関する施策の基本的な方向性を示す計画である。

耐震改修促進計画の位置づけ

- (法律) 災害対策基本法・建築基準法・耐震改修促進法
- (国) 防災基本計画・官庁施設の総合耐震計画基準
- (県) 山形県地域防災計画・山形県建築物耐震改修促進計画
山形県公共施設等耐震化基本指針
- (町) 真室川町地域防災計画・耐震改修促進計画

(2) 計画期間

計画期間は、平成20年度から「山形県建築物耐震改修促進計画」に基づく期間の平成32年度までとし、必要に応じて本計画を見直すものとする。

3 建築物の耐震改修及び耐震改修の実施に関する目標

(1) 想定される地震の規模

山形県が公表している山形県活動断層長期評価によると、新庄市から舟形町にかけて確認されている「新庄盆地断層帯」では今後30年以内において、マグニチュード7クラスの地震が発生する確率が最大5%と公表されている。また、山形盆地断層帯は今後30年以内にマグニチュード7.8程度の大規模地震が、最大8%の確率で発生すると予想されており、全国の断層帯と比較しても高い数値で想定されている。

表-1 想定地震の長期評価一覧

断層名	最大想定マグニチュード	位置	断層の長さ	発生確率	
				30年以内	100年以内
新庄盆地断層帯	約6.9～7.1程度	新庄市～舟形町	約17～22km	0.6～5%	2～20%

山形盆地 断層帯	約 7.8 程度	大石田町～ 上山市	約 60km	ほぼ 0～8%	ほぼ 0～20%
-------------	----------	--------------	--------	---------	----------

(県危機管理課資料による)

参考

庄内平野 東縁断層帯	約 7.5 程度	遊佐町～ 鶴岡市藤島地区	約 38km	ほぼ 0～6%	ほぼ 0～20%
長井盆地 西縁断層帯	約 7.7 程度	朝日町～米沢市	約 51km	0.02%以下	0.1%以下

(県危機管理課資料による)

(2) 想定される被害

県が調査した新庄盆地断層帯の被害は、震度 6 弱以上の地域が震源断層帯付近に分布しているため、建物の全壊・半壊を合わせると約 6,600 棟、死者 110 名、負傷者が約 2,600 名、建物被害による避難者が約 7,800 名と見込まれている。

当町の被害想定は、豪雪地帯であることから、想定どおりに冬季の朝に大規模地震が発生した場合に被害が最大になり、死者 13 名、負傷者 257 人、避難者 637 人、建物の倒壊は全壊 159 棟、半壊 426 棟と予想される。

表-2 県内断層帯の被害想定調査結果一覧表

	庄内平野東縁 断層帯	新庄盆地 断層帯	山形盆地 断層帯	長井盆地西縁 断層帯
(公表年月)	平成 18 年 6 月	平成 10 年 3 月	平成 14 年 12 月	平成 18 年 6 月
想定 マグニチュード	M7.5	M7.0	M7.8	M7.7
建物全壊	10,781 棟	1,295 棟	34,792 棟	22,475 棟
建物半壊	23,618 棟	5,342 棟	54,397 棟	50,926 棟
死者	915 人	110 人	2,114 人	1,706 人
負傷者	9,694 人	2,585 人	21,887 人	16,405 人
避難者	41,044 人	7,776 人	94,688 人	78,849 人

注 発生ケースは冬季の早朝を想定

(県危機管理課資料による)

(3) 耐震化の現状等

① 住宅の現状

平成 27 年末現在の真室川町住宅等建築物を調査してみると、町内には住宅総数 2,919 戸があり、そのうち現行の耐震基準が適用された昭和 56 年 6 月 1 日より前(以下「昭和 56 年以前」とする。)に建築された住宅が 1,979 戸で全体の 67.8%を占めている。

構造では、戸建木造住宅が 2,878 戸で全体の 98.6%と高い比率を占め、その中で

も昭和 56 年以前に建築された戸建木造住宅は約 1,972 戸あり木造住宅の約 68.5% を占め、戸建木造住宅の耐震化が急務となっている。

また、日本木造住宅耐震補強事業者協同組合より発表された「木造住宅耐震結果」に基づく、「昭和 56 年の建築基準法改正以前に建築された住宅の約 70%が耐震性に問題があると推察される」とあることから、昭和 56 年以前の 30%程度は耐震性があると想定し、本町でも約 592 戸が耐震性ありと推定され、耐震性を満たすと考えられる戸建木造住宅は、昭和 56 年 6 月 1 日以降（以下「昭和 57 年以降」とする。）建築の 906 戸と合わせて 1,498 戸で、耐震化率は 52.1%と推定される。

非木造住宅は、戸建住宅・共同住宅を合わせて 41 戸があり、昭和 56 年以前に建築された 7 戸のうち、耐震診断を行うと耐震性があると考えられる国の推定値 76%で算定すると約 5 戸の住宅が耐震性ありと推定され、耐震性を満たすと考えられる住宅数は、昭和 57 年以降建築された 34 戸と合わせた 39 戸で、耐震化率は 95.1%と推定される。

したがって、真室川町の平成 27 年末時点における住宅（木造・非木造含む。）の耐震化状況については、昭和 57 年以降に建築された住宅 940 戸と昭和 56 年以前に建築された住宅で耐震性があると考えられる戸建木造住宅 592 戸、非木造住宅 5 戸の計 597 戸を合わせると耐震性を満たすと考えられる住宅は 1,537 戸で、耐震化率 52.7%と推定される。

表－3 住宅の建築年代別戸数及び耐震化率

建築年代	戸建木造住宅	左記以外の住宅	合計
昭和 56 年以前	1,972	7	1,979 (67.8%)
昭和 57 年～平成 11 年	693	23	716 (24.5%)
平成 12 年～平成 15 年	91	4	95 (3.3%)
平成 16 年～平成 19 年	53	1	54 (1.8%)
平成 20 年～平成 27 年	69	6	75 (2.6%)
小計（昭和 57 年以降）	906	34	940 (32.2%)
合計	2,878	41	2,919 (100.0%)

（※町民課資料による）

・戸建木造住宅以外の住宅には、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、その他、長屋、共同住宅が含まれている。

表-4 住宅の耐震化率の推定

住宅総数 2,919 戸	昭和 57 年以降 940 戸	耐震性を満たす 1,537 戸 52.7%
	昭和 56 年以前 1,979 戸	耐震性が不十分 1,382 戸 47.3%

②建築物

a 特定既存耐震不適格建築物

特定既存耐震不適格建築物は、既存耐震不適格建築物であって耐震改修促進法第 14 条及び同法施行令第 6 条及び第 7 条で定める建築物である。

昭和 56 年以前に建築確認を受けて建築され、階数が 3 以上かつ延べ床面積 1,000 m²以上のものと、耐震改修促進法の改正で新たに対象となったものが追加され対象が拡大された。

表-5 特定既存耐震不適格建築物耐震化状況

平成 29 年 1 月 1 日現在

用途	対象棟数	診断棟数	診断で耐震性有	耐震化済	用途	対象棟数	診断棟数	診断で耐震性有	耐震化済
小中学校（2F 以上）	1	1	0	1	病院・診療所	0	0	0	0
学校（上記以外）	0	0	0	0	劇場・集会所	1	1	0	1
体育館（一般供用）	0	0	0	0	店舗等	0	0	0	0
老人ホーム等	0	0	0	0	ホテル・旅館	0	0	0	0
幼稚園・保育所	0	0	0	0	公共庁舎等	1	1	0	0
危険物貯蔵	0	0	0	0	その他	0	0	0	0
賃貸共同住宅等	0	0	0	0	合計	3	3	0	2

b 公共施設

町が所有する防災活動拠点及び住民が多数利用する施設総数 38 棟のうち、小中学校等が 4 棟で約 10.5%を占めている。

昭和 56 年以前に建築された町有施設は 9 棟で全体の 23.7%を占め、そのうち 6

棟の施設で耐震診断を実施し、改修が必要と診断された3棟のうち2棟は耐震化済みであるが、耐震化が未実施の施設については計画的に耐震化を図っていく。また、耐震診断未実施の3棟については、耐震診断実施率100%となるよう、早急に診断を行っていく。

表一6 町公共施設（防災活動拠点施設となる建築物）区分別耐震改修状況

（平成29年1月1日現在）

施設区分	全棟数 A	S57年以降建築棟数 B	S56年以前建築棟数 C	S56年以前建築の全棟数に占める割合 C/A	耐震診断実施の棟数					耐震診断未実施の棟数 I=C-D	耐震化済みの棟数 J=B+E+G	耐震化未実施の棟数 K=H+I	耐震診断実施率 D/C	耐震化率 J/A
					耐震診断済の棟数 D	改修不要な棟数 E	改修必要な棟数 F	改修済の棟数 G	改修未実施の棟数 H					
①社会福祉施設	2	2	0	0%	0	0	0	0	0	0	2	0	0%	100%
（うち防災拠点）	(0)	(0)	(0)	(-)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(-)
②文教施設	4	3	1	25.0%	1	0	1	1	0	0	4	0	100%	100%
（うち防災拠点）	(4)	(3)	(1)	(25.0%)	(1)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(4)	(0)	(100%)	(100%)
小学校	3	2	1	33.3%	1	0	1	1	0	0	3	0	100%	100%
（うち防災拠点）	(3)	(2)	(1)	(33.3%)	(1)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(3)	(0)	(100%)	(100%)
中学校	1	1	0	0%	0	0	0	0	0	0	1	0	0%	100%
（うち防災拠点）	(1)	(1)	(0)	(-)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(-)	(-)
③庁舎等	4	3	1	25.0%	1	0	1	0	1	0	3	1	100%	75.0%
（うち防災拠点）	(4)	(3)	(1)	(25.0%)	(1)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(3)	(1)	(100%)	(75.0%)
④公民館等	2	0	2	100%	1	0	1	1	0	1	1	1	50.0%	50.0%
（うち防災拠点）	(2)	(0)	(2)	(100%)	(1)	(0)	(1)	(1)	(0)	(1)	(1)	(1)	(50.0%)	(50.0%)
⑤体育施設	2	1	1	50.0%	0	0	0	0	0	1	1	1	0%	50.0%
（うち防災拠点）	(2)	(1)	(1)	(50.0%)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1)	(0%)	(50.0%)
⑥医療機関等	1	1	0	0%	0	0	0	0	0	0	1	0	0%	100%
（うち防災拠点）	(0)	(0)	(0)	(-)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(-)
⑦消防署等	1	1	0	0%	0	0	0	0	0	0	1	0	0%	100%
（うち防災拠点）	(0)	(0)	(0)	(-)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(-)
⑧公営住宅	3	0	3	100%	3	3	0	0	0	0	3	0	100%	100%
（うち防災拠点）	(0)	(0)	(0)	(-)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(-)
⑨その他の施設	19	18	1	5.3%	0	0	0	0	0	1	18	1	0%	94.7%
（うち防災拠点）	(12)	(11)	(1)	(8.3%)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(11)	(1)	(0%)	(91.7%)
合計	38	29	9	23.7%	6	3	3	2	1	3	34	4	66.7%	89.5%
（うち防災拠点）	(24)	(18)	(6)	(25.0%)	(3)	(0)	(3)	(2)	(1)	(3)	(20)	(4)	(50.0%)	(83.3%)

※対象施設は、木造以外の2階以上又は延べ床面積200㎡を超えるもの。

(4) 耐震改修等における用途別目標の設定

住宅・建築物の耐震化については、新庄盆地断層帯及び表一1に掲げる県内の断層帯を震源とする地震災害における被害を最小限にするため、耐震化を促進するものとする。

また、町有施設である公共施設の耐震化率目標は、町民が安心して利用でき、防災活動拠点施設として機能する必要性があるため、できる限り全公共施設の耐震化を目

指すものとする。

① 住宅

想定される地震による人的被害を抑制するため、住宅の耐震化率を平成 32 年度に 90%とすることを目標とし、町民に P R を行いながら耐震改修促進を図っていくものとする。

耐震診断については、昭和 56 年以前に建築された 1,979 戸の住宅のうち、少なくとも平成 32 年度までに戸建木造住宅 500 戸、非木造等住宅全戸の耐震診断を目標とし、町民に対し P R を行い、耐震改修促進誘導を行っていくものとする。

○住宅の平成 32 年度における耐震化率目標

平成 27 年度耐震化率	平成 32 年度耐震化率
52.7%	90%

		平成 27 年度推計値		平成 32 年度目標
住宅	総数	2,919 戸	➔	約 2,819 戸
	うち耐震性あり	1,537 戸 (52.7%)		約 2,541 戸 (90%)
	うち耐震性なし	1,382 戸 (47.3%)		約 278 戸 (10%)

(非木造、共同住宅)		41 戸	➔	約 41 戸
	うち耐震性あり	39 戸 (95.1%)		約 41 戸 (100%)
	うち耐震性なし	2 戸 (4.9%)		約 0 戸 (0%)
(戸建木造住宅)		2,878 戸	➔	約 2,778 戸
	うち耐震性あり	1,498 戸 (52.1%)		約 2,500 戸 (90%)
	うち耐震性なし	1,380 戸 (47.9%)		約 278 戸 (10%)

○目標達成のために必要な戸数

目標とする耐震化率 90%を達成するためには、目標を達成している非木造住宅を除く戸建木造住宅について、平成 27 年度調査の耐震性なしの 1,380 戸から平成 32 年度目標の耐震性なし 278 戸を差し引いた 1,102 戸の耐震改修等が必要となる。

したがって、耐震化率目標達成のために増築を含めた耐震改修を 110 戸/年、除却や建替を 110 戸/年とする。

住宅・耐震改修必要戸数 (1,380 戸 - 278 戸 = 1,102 戸)
1,102 戸



目標達成に必要な戸数
改修 110 戸/年
建替等 110 戸/年

② 建築物

特定既存耐震不適格建築物については、民間施設はなく公共施設のみである。

公共施設については防災活動拠点施設であるため耐震診断を実施し、耐震化を図っているが、さらに必要に応じて年次計画を策定し耐震改修を推進していくものとする。

a 公共施設

町有施設の防災活動拠点の耐震化目標は、町民が安心して利用でき、防災上重要な施設として機能する必要があるため、概ね全施設の耐震化を目指すものとする。また、防災拠点施設以外の施設についても、山形県公共施設等耐震化指針に基づき耐震診断・耐震改修を推進していくものとする。

○ 社会福祉施設

平成 27 年度耐震化率	平成 32 年度耐震化率
100%	100%

○ 文教施設（小中学校等）

平成 27 年度耐震化率	平成 32 年度耐震化率
100%	100%

○ 庁舎等

平成 27 年度耐震化率	平成 32 年度耐震化率
75%	100%

- ・耐震化率目標達成のため、庁舎の耐震化に努める。

○ 公民館等

平成 27 年度耐震化率	平成 32 年度耐震化率
50%	100%

- ・耐震化率目標達成のため、歴史民俗資料館の耐震化に努める。

○ 体育館等

平成 27 年度耐震化率	平成 32 年度耐震化率
50%	100%

- ・耐震化率目標達成のため、町民武道館の耐震化に努める。

○ 診療施設等

平成 27 年度耐震化率	平成 32 年度耐震化率
100%	100%

○ 消防署等

平成 27 年度耐震化率	平成 32 年度耐震化率
100%	100%

○ 公営住宅

平成 27 年度耐震化率	平成 32 年度耐震化率
100%	100%

○ その他の施設（防災センター、情報センター等）

平成 27 年度耐震化率	平成 32 年度耐震化率
94.7%	100%

- ・耐震化率目標達成のため、空き校舎 1 棟の解体を行う。

4 建築物耐震化促進の基本的な方策

(1) 基本的な取組方針

これまで一定規模の不特定多数の者及び避難弱者が利用する建築物を対象に耐震診断及び耐震改修の努力義務が所有者に課せられてきたが、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 20 号。以下「改正法」という。)により、地震に対する安全性が確保されていない住宅・建築物すべてについて、耐震診断及び必要に応じて耐震改修の努力義務が課せられた。また、不特定多数の者及び避難弱者が利用するよう緊急安全確認大規模建築物並びに県又は市町村の耐震改修促進計画に記載する要安全確認計画記載建築物については、所有者に耐震診断の結果の報告が義務化され、所管行政庁（県及び山形市）により結果は公表されることとなった。

このことから、町内の住宅・建築物の所有者・管理者(以下「所有者等」という。)が自ら耐震化に努めることを基本としながら、県及び町においては、住宅・建築物の所有者等が耐震診断及び耐震改修を計画的に実施できるような環境整備や負担軽減等の必要な施策を検討し、耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について積極的に普及啓発を図りながら、本計画により町内全域において、一層の耐震化が促進されるよう努めるものとする。

(2) 所有者等、町、建築関係団体の役割分担の考え

① 所有者等の役割

所有者等は、自らの管理する住宅・建築物を適正に管理することが基本であり、

耐震化による施設の安全性確保は、利用者の生命を守るだけでなく地域の防災上においても大変重要であることを認識し、耐震化に努めることが必要である。

② 町の役割

町は、地域防災に必要な住宅・建築物の耐震化状況の情報収集に努め、所有者等が耐震化を実施しやすい環境の整備や必要な施策の展開に努めるものとする。

- a 耐震改修促進計画の改定
- b 耐震化支援策の実施
- c 相談窓口の設置、情報提供・啓発等の実施

③ 建築関係団体の役割

建築関係団体は、耐震化に必要な技術者の確保に努め、行政と連携し耐震化の促進に努めるものとする。

- a 耐震化に必要な技術的な支援の実施
- b 情報提供、啓発等の実施

(3) 促進を図る支援策

(町の取組)

町は、国の補助を活用して、住宅・建築物の耐震化促進を図るため、まずは町内の木造住宅で昭和56年以前に建築した住宅の耐震診断、改修計画策定及び改修工事について補助制度を整え実施する。また、県及び建築関連団体と協力・連携しながら町民の意識の向上、普及、啓発等により円滑な事業推進に努める。

① 木造住宅耐震診断士派遣事業

制度概要

この制度は、町内の居住用木造住宅に対し、町が耐震診断士を派遣して耐震診断及び改修計画の策定を実施し、木造住宅の地震に対する安全性の確保及び向上を図り、震災に強く安心して住むことのできるまちづくりを推進することを目的とする。

対象となる住宅は、昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅で在来軸組工法による木造2階建て以下の住宅とする。

② 住環境快適サポート補助金交付事業

制度概要

この制度は、町内における住宅の建築及び改築等による住環境の整備促進を目的とする。

補助対象となるのは、住宅等の新築、改築及び本計画に基づき住宅の耐震性能を上げる改修工事とする。

③ 改修実施への支援

町民が、改修工事の内容、補強効果、費用、施工者等についての疑問や問い合わせに関して安心して耐震改修が行えるよう、県及び総合支庁の建築課同様、町でも建設課に相談窓口を設置し、情報提供等を行う。

④ 除却すべき住宅・建築物への支援

町民の安全安心を守るため、除却すべき住宅・建築物の所有者に対し、支援制度の周知や相談窓口等を設置し、支援を行う。

(4) 地震時の建築物の総合的な安全対策

過去の地震時の状況から、人的被害や財産の被害を防止するためには、住宅・建築物の耐震化と併せてブロック塀・石塀等の倒壊防止対策、家具の転倒防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策等の必要性が改めて指摘されている。

これらのことから、町では、県や関係機関と連携して被害の発生する恐れのある建築物を把握するとともに、所有者に必要な措置を講じるよう指導・啓発を行い、地震時の建築物の総合的な安全対策を推進していく。

① 耐震相談窓口の設置

県の作成するポスター・パンフレットを活用し、町民の耐震化への意識付けと耐震診断及び耐震改修への誘導を図る。

② ブロック塀・石塀等の安全対策

昭和 53 年 6 月の宮城県沖地震では、28 人の死者のうち 18 人がブロック塀等の倒壊によるものと言われており、その危険性が問題となった。また、それらが緊急時の避難及び輸送に関する道路上にある場合、震災後の対応にも影響を及ぼすことが想定される。

町では、ブロック塀・石塀の最新の実態把握を行うとともに、広報等による情報提供を行い注意喚起していく。

③ 家具の転倒防止対策

近年発生した大地震の被害状況をみると、家具類の転倒や落下による死傷者が多発しており、この被害を減らすためには、家具類の転倒・落下防止対策を各家庭において施すことが非常に重要である。

家具の安全対策への取り組みを推進するため、家具の転倒・落下防止に関して広報等により広く町民全体に家具を固定することの重要性を周知するとともに、町の相談窓口を通じた問い合わせなどに対する対応を行っていく。また、災害弱者と言われる高齢者世帯の家具の転倒・落下防止対策について普及に取り組んでいく。

④ エレベーターの安全対策

平成 17 年 7 月に発生した千葉県北西部地震では、エレベーター内への閉じ込め事故や運転停止が発生するとともに、救出や復旧に時間を要し問題となった。

このようなことから、エレベーターの地震防災対策に早急に取り組む必要性が生じており、町ではエレベーターに対する安全対策に係わる情報提供や関係団体と協力して地震発生時における防止策の推進を図っていく。

(5) 要安全確認計画記載建築物（防災拠点施設）の耐震化

地震発生時に、避難者の収容先となる避難所や災害対策活動の実施拠点となる庁舎等の防災拠点施設については、耐震性の確保が早急に必要であるが、町指定の避

難所・防災拠点施設の現状は、学校施設や医療施設は耐震化が進んでいる一方、庁舎や文化施設等の耐震化が遅れている現状である。

このことから、限られた財政状況の中、優先順位を設け計画的に防災拠点施設の耐震化を図ることとする。

(6) 要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）の耐震化

地震時において、住宅・建築物の倒壊により緊急車両の通行や県民の避難の妨げにならないよう、下記の道路に関して、改正法第5条第3項第2号及び第3号の道路として指定すべきかについて、今後、県と検討を行う。

①緊急輸送道路

山形県地域防災計画（震災対策編）に記載された緊急輸送道路（1次、2次）

②避難所に通ずる避難道路

町が地域防災計画において指定する地域の避難所に通ずる避難道路

5 改正法に伴うその他の促進策

(1) 計画の認定及び区分所有建築物の認定

耐震改修による増築が伴うものについては、容積率、建ぺい率の特別措置が認められ、耐震改修工法の拡大が可能となることから、町は県と連携しその周知を図ることとする。

また、耐震診断を行った区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁から、区分所有建築物の共用部分が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることが可能となる。これにより、認定された区分所有建築物は、区分所有法(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)をいう。)第17条に規定する耐震改修のための決議要件について、3/4から1/2に緩和されることから、町は県と連携しその周知を図る。

(2) 地震に対する安全性の表示制度

住宅・建築物の所有者等は、所管行政庁より、地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受け、その旨を表示することが可能となる。

表示制度の活用により、営業上の優位性が考えられるが、表示制度は任意であり、表示が付されていないことをもって、住宅・建築物の耐震性を有さないこととはならないことを利用者等に十分な理解が得られるよう留意し、町は県と連携しその周知を図る。

6 その他の促進策

地震に伴うがけ崩れ等による住宅の被害を軽減するため土砂災害等危険住宅移転事業を活用し、地震被害を軽減する。

○土砂災害等危険住宅移転事業（県）

国が定めるがけ地近接等危険住宅移転事業の補助金交付決定を受けた事業のうち、知事が指定した「土砂災害特別警戒区域」に現存する危険住宅を除却する事業。

除却費用の一部を補助し、新規住宅のための土地購入と建築費のローンへ利子補給するもの。

7 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等

(1) 地震ハザードマップの作成

住宅・建築物の耐震化促進のためには、その地域に発生のおそれのある地震や地震による被害等の可能性を町民に伝えることにより耐震化への意識を啓発する重要性がある。

町では、県の資料提供を受け「地盤の揺れやすさ」が分かる地震ハザードマップ(震度マップ)の作成・公表を行い、必要に応じて情報の追加等の更新を行うものとする。

(2) 相談体制・情報提供の充実

- ① 住宅・建築物所有者が耐震化について相談する体制整備のため、建設課に相談窓口を設置し、耐震診断・耐震改修についての情報を提供し、技術的な事項については専門機関の相談窓口を紹介する。
- ② 町は、広く町民に対して、耐震化への意識向上を図るために、県等で作成したパンフレットを活用し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修に関する知識や情報を提供する。また、多数集まる自治公民館等に耐震化促進のポスターを掲示しパンフレットも配布する。
- ③ 町は、広報誌等の媒体を活用し、耐震改修等事業や融資制度の活用等、広く町民に耐震化の啓発を行う。また、町のホームページに耐震に関する情報等を掲載する。
- ④ 町は、県が実施する出前講座等を活用しながら、耐震化の必要性についての意識醸成及び啓発を図る。
- ⑤ 町は、県と連携し、住宅月間・建築防災週間等の期間において耐震化の促進を集中的に図る。
- ⑥ 町は、住宅リフォーム等の機会を捉えて耐震化の重要性を周知する。

(3) 家具転倒防止策

町は、阪神・淡路大震災の教訓を生かし、地震時における家具の転倒防止策について県等が作成するパンフレット等を活用して町民に対策事例等を紹介し、自らできる地震対策への取組について普及啓発を図る。

(4) 自主防災組織等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して「自助」「共助」に努め地震対策を講じることが重要である。自治会や自主防災組織等などの地域活動組織は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検や耐震化の啓発活動を行うことが期待されている。

このようなことから地域に密着した自主防災組織等の育成や取り組みが必要であ

るため、地域の取り組みに対して支援していく。

8 建築基準法、所管行政庁との連携

(1) 指導・助言の実施

山形県と連携し、耐震改修促進法により耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保する必要があると認められる場合には、所有者に対して指導・助言を実施するよう努める。

9 その他関連施策の推進

(1) 山形県住宅・建築物地震対策推進協議会への参画

町は、山形県が住宅・建築物の耐震化を促進させるために官民が協働で対策にあたる必要があることから設立した協議会に、積極的に参画し、住宅・建築物耐震化促進のため努力していくものとする。